放送大学神奈川同窓会　会則施行規程〔個人情報取り扱い〕

（根　拠）

第1条　この放送大学神奈川同窓会（以下神奈川同窓会という）会則施行規程〔個人情報取り扱い〕（以下施行規程〔個人情報取り扱い〕という）は放送大学神奈川同窓会会則第 28 条および第 30 条により定める。

（目　的）

第2条　この施行規程〔個人情報取り扱い〕は神奈川同窓会活動運営のため必要な個人情報の取得、利用、管理など、個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（法令の遵守）

第3条　神奈川同窓会会員（以下会員という）の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および政令の規定を順守し、会員の個人情報の保護および適正な管理に努めるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第4条　個人情報を取得するときは速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

２　偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

３　あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

４　法令に基づいて必要な場合を除き、本人の同意なしに個人情報を第三者に開示および提供をしてはならない。

５　本人から個人情報に対し開示、訂正、削除を求められた場合は、合理的な期間および妥当な範囲内でこれに応じなければならない。

６　利用目的の範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは個人データを遅滞なく消去するように努めなければならない。

７　取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止や安全管理のために必要かつ適切な処置を講じなければならない。。

（改　定）

第5条　本施行規程〔個人情報取り扱い〕は必要により改定するものとする。

付　記

（制定と改定来歴）

制　定　2022 年（令和 4 年）12 月 10 日役員会にて制定施行する。